

**Special  
Olympics**  
Nippon  
Tokushima



知的障害のある人にスポーツを

## 2019 度総会資料

認定特定非営利活動法人 スペシャルオリンピックス日本・徳島  
事務局 〒770-0005 徳島県徳島市南矢三町 2 丁目 1-59  
障がい者交流プラザ内  
TEL 088-634-3173  
FAX 088-634-3177  
URL <http://www.son-tokushima.or.jp/>  
E-mail [office@son-tokushima.or.jp](mailto:office@son-tokushima.or.jp)

公益財団法人 スペシャルオリンピックス日本  
事務局 〒105-0003 東京都港区西新橋 2-22-1  
西新橋 2 丁目森ビル 7 階  
TEL 03-6809-2034  
FAX 03-3436-3666  
URL <http://www.son.or.jp/>  
E-mail [tokyo\\_office@son.or.jp](mailto:tokyo_office@son.or.jp)

理事会・社員総会・コーチクリニック・新年の集い 次第

日時2019年1月27日（日）

場所 ホテルサンシャイン徳島アネックス  
徳島市南出来島町2丁目9 TEL088-622-2333

2019年理事会 12:30～13:30

---

- 議題 ①2018年度事業報告ならびに収支決算承認の件  
②2019年事業計画ならびに収支予算承認の件  
③その他

2019年社員総会 14:00～14:50 受付 13:50～

---

- 議題 ①2018年度事業報告ならびに収支決算承認の件  
②2019年事業計画ならびに収支予算承認の件  
③その他  
アスリートによる新年の抱負発表

コーチクリニック 15:00～17:30 受付 14:50～

---

- ①新成人アスリートのお祝い  
②ゼネラルオリエンテーション  
③アスリート理解

2019年新年の集い 18:00～20:00 受付 17:45～

---

- ①オープニング（アスリートによるダンス発表）  
②理事長挨拶  
③来賓紹介・感謝状の贈呈  
④来賓祝辞  
⑤乾杯  
⑥食事・歓談  
⑦新成人アスリートのお祝い  
⑧閉会の挨拶

2019年1月1日



ご挨拶

「Go For Challenge ～勇気と元気～」

認定特定非営利活動法人 スペシャルオリンピックス日本・徳島  
理事長 田所 健作

明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。

昨年3月、スペシャルオリンピックス日本・徳島は徳島県より認定NPO法人として認定され、新たな歩みを始めました。これは、私たちのこれまでの活動が高く評価され、また今後の活動についても期待をされていることの表れだと考えます。また、この活動を支えてこられた皆さま並びに暖かいご支援をくださっている多くの方々のおかげさまでもあります。心より感謝いたします。

振り返りますと、昨年は愛知県で開催された夏季ナショナルゲームにも8人のアスリートを含む14人の選手団を送ることができ、それぞれの競技で精一杯のパフォーマンスを行うことができました。

出場されたアスリート及びコーチ、スタッフの方々に敬意を評します。通常のスポーツプログラムも盛んになり、少しずつではありますがアスリートやボランティアの参加も増えています。スポーツプログラム以外でも、恒例の阿波踊りに他地区の仲間と共に参加いたしましたし、幾人かのアスリートが和太鼓やハープ演奏に参加するなど色々と取り組んでいます。

これらの活動の成果は、アスリートの皆さんの頑張りとおボランティア並びにファミリーのみなさまのご尽力の賜物であり、重ねて感謝と敬意を表します。

また、日頃よりたくさんの方々からSON・徳島の活動のためにと寄付金等による援助をいただいていることにも深く感謝いたします。昨年10月にはSON・徳島を応援してくださっている皆様の主催で認定祝賀会やチャリティーゴルフコンペも開催していただきました。皆さまから賜りましたご厚情に心よりお礼申し上げます。今後とも変わらぬご支援のほどよろしくお願いいたします。

ここ数年来、スペシャルオリンピックス国際本部やスペシャルオリンピックス日本では、「ユニファイドスポーツ」の発展に力を入れており、私たちの地区においてもこの方針に沿って、広げていきたいと考えています。因みに、今年の秋には、バスケットボールでのユニファイド全国大会も計画されています。

さあ、22年目のスタートです。これまでご尽力くださった皆様にあらためて御礼申し上げますとともに、今後のご支援も重ねてお願い申し上げます。

昨年に引き続き、下記の基本方針とともに、「Go For Challenge ～勇気と元気～」をテーマとして掲げさせていただきます。勇気と元気でSON・徳島を更に盛り上げていきましょう。よろしくお願いいたします。

#### ■■2019年度基本方針■■

1. 感謝の気持ちを大切に皆様に愛される組織作りを目指します。
2. アスリート、ボランティアが気軽に参加できるよう明るく楽しいプログラムを提供します。
3. ユニファイドスポーツの展開とともにコーチングのスキルアップを目指します。
4. 総合的な健康を願い、スポーツプログラムを基底に、文化的プログラムも展開していきます。
5. 活動を行なうために必要な資金を持続的に得る体制の確立を目指します。
6. 各種関係団体との連携を図り、より充実、信頼される活動を目指します。
7. 誰もが安心して活動できる危機管理体制を構築します。

# 2018年活動一覧

月日	曜日	時間	タイトル	場所
1月5日	金	1900~2100	ボウリングP	末広ボウル
1月7日	日	0900~1100	陸上P	徳島市陸上競技場(田宮)
1月9日	火	1900~2100	ボウリングP	石井ポップジョイ
1月10日	水	1900~2100	1月運営委員会/SP委員会	障がい者交流プラザ3F 事務局
1月10日	水	1900~2100	水泳P	障がい者交流プラザプール
1月12日	金	1900~2100	ボウリングP	末広ボウル
1月13日	土	1500~1700	テニスP	障がい者交流プラザ 体育館
1月14日	日	0900~1100	陸上P	徳島市陸上競技場(田宮)
1月14日	日	1800~2100	バスケットP	徳島市立体育館
1月16日	火	1900~2100	ボウリングP	石井ポップジョイ
1月17日	水	1700~2100	水泳P	障がい者交流プラザプール
1月20日	土	1300~1600	バドミントンP	徳島市勤労者体育館(徳島市津田海岸町8-29)
1月21日	日	1500~1700	フロアホッケー	障がい者交流プラザ体育館
1月21日	日	1800~2100	バスケットP	徳島市立体育館
1月23日	火	1900~2100	ボウリングP	石井ポップジョイ
1月26日	金	1900~2100	ボウリングP	末広ボウル
1月27日	土	1500~1700	フロアホッケーP	障がい者交流プラザ 体育館
1月28日	日	0900~1100	テニスP	川内スポーツセンター
1月29日	月	1800~2100	バスケットP	徳島市立体育館
1月30日	火	1900~2100	ボウリングP	石井ポップジョイ
月日	曜日	時間	タイトル	場所
2月2日	金	1900~2100	ボウリングP	末広ボウル
2月4日	日	0900~1100	陸上P	徳島市陸上競技場(田宮)
2月4日	日	1300~1350	理事会	ホテルサンシャイン徳島
2月4日	日	1400~1450	総会	ホテルサンシャイン徳島
2月4日	日	1500~1730	コーチクリニック	ホテルサンシャイン徳島
2月4日	日	1800~2000	新年の集い	ホテルサンシャイン徳島
2月5日	月	1800~2100	バスケットP	徳島市立体育館
2月6日	火	1900~2100	ボウリングP	石井ポップジョイ
2月7日	水	1900~2100	2月運営委員会/SP委員会	障がい者プラザ3F 事務局
2月7日	水	1900~2100	水泳P	障がい者交流プラザプール
2月9日	金	1900~2100	ボウリングP	末広ボウル
2月10日	土		第7回ユニバーサルフロアホッケー-中国四国大会~エフビコ杯~	広島県福山市ローズアリーナ
2月10日	土	1500~1700	テニスP	障がい者交流プラザ体育館
2月11日	日	0900~1100	陸上P	徳島市陸上競技場(田宮)
2月13日	火	1900~2100	ボウリングP	石井ポップジョイ
2月14日	水	1900~2100	水泳P	障がい者交流プラザプール
2月16日	金	1900~2100	ボウリングP	末広ボウル
2月18日	日	1800~2100	バスケットP	徳島市立体育館
2月20日	火	1900~2100	ボウリングP	石井ポップジョイ
2月21日	水	1900~2100	水泳P	障がい者交流プラザプール
2月24日	土	1500~1700	バドミントンP	障がい者交流プラザ体育館
2月25日	日	0630~	第45回鳴門クロスカントリー大会 陸上Pから9名参加	鳴門ウチノ海総合公園
2月25日	日	0900~1100	テニスP	川内スポーツセンター
2月25日	日	0900~1200	バドミントンP	農村環境改善センター(徳島市国府町井戸高池産48)
2月25日	日	1800~2100	バスケットP	徳島市立体育館
2月27日	火	1900~2100	ボウリングP	石井ポップジョイ
月日	曜日	時間	タイトル	場所
3月1日	木		明治大学マンドリンコンサート	アスティとくしま
3月2日	金	1900~2100	ボウリングP	スエヒロボウル
3月3日	土	0900~1100	陸上P	徳島市陸上競技場(田宮)
3月4日	日	1500~1700	バドミントンP	障がい者交流プラザ体育館
3月5日	月	1500~1700	草の実学交流(鳴門市大麻町板東)	
3月6日	火	1900~2100	ボウリングP	石井ポップジョイ
3月7日	水	1900~2100	水泳P	障がい者交流プラザプール
3月7日	水	1900~2100	3月運営委員会/SP委員会	障がい者交流プラザ3F 事務局
3月9日	金	1900~2100	ボウリングP	スエヒロボウル
3月10日	土	0900~1100	陸上P	徳島市陸上競技場(田宮)
3月10日	土	1500~1700	テニスP	障がい者交流プラザ体育館
3月11日	日	0900~1100	自転車P	徳島市津田海岸町 徳島中央木材市場
3月11日	日	1800~2100	バスケットP	徳島市立体育館
3月13日	火	1900~2100	ボウリングP	石井ポップジョイ
3月14日	水	1900~2100	水泳P	障がい者交流プラザプール
3月18日	日	0900~1100	自転車P	鳴門市ウチノ海総合公園
3月18日	日	1500~1900	テニスP	障がい者交流プラザ体育館
3月20日	火	1900~2100	ボウリングP	石井ポップジョイ
3月23日	金	1900~2100	ボウリングP	スエヒロボウル
3月24日	土	0900~1200	SON・徳島 ボウリング競技会	スエヒロボウル
3月24日	土	1500~1700	バドミントンP	障がい者交流プラザ体育館
3月25日	日	0800~	2018 とくしまマラソン給水ボランティア参加	吉野川河川敷 第一給水所
3月26日	月	1800~2100	バスケットP	徳島市立体育館
3月27日	火	1900~2100	ボウリングP	石井ポップジョイ
3月29日	木	1130~	認定NPO法人 認定式	徳島県庁
3月31日	土		全国代表者会議(地区連絡協議会、事務局長全国会議、SP委員会、上半期ブロック会議)	東京都 文京学院大学
月日	曜日	時間	タイトル	場所
4月1日	日		全国代表者会議(地区連絡協議会、事務局長全国会議、SP委員会、上半期ブロック会議)	東京都 文京学院大学
4月1日	日	0900~1100	陸上P	小松島市営グラウンド
4月1日	日	1500~1700	バドミントンP	障がい者交流プラザ体育館
4月2日	月	1800~2100	バスケットP	徳島市立体育館
4月3日	火	1900~2100	ボウリングP	石井ポップジョイ

4月4日	水	1900~2100	4月運営委員会/SP委員会	障がい者交流プラザ3F 事務局
4月4日	水	1900~2100	水泳P	障がい者交流プラザプール
4月8日	日	1300~1600	ボウリングコーチクリニック	スエヒロボウル
4月9日	月	1800~2100	バスケットP	徳島市立体育館
4月10日	火	1900~2100	ボウリングP	石井ポップジョイ
4月11日	水	1900~2100	水泳P	障がい者交流プラザプール
4月13日	金	1900~2100	ボウリングP	スエヒロボウル
4月14日	土	1500~1700	フロアホッケーP	障がい者交流プラザ体育館
4月15日	日	0900~1100	陸上P	小松島市営グラウンド
4月15日	日	1500~1700	テニスP	障がい者交流プラザ体育館
4月16日	月	1800~2100	バスケットP	徳島市立体育館
4月17日	火	1900~2100	ボウリングP	石井ポップジョイ
4月18日	水	1900~2100	水泳P	障がい者交流プラザプール
4月20日	金	1900~2100	ボウリングP	スエヒロボウル
4月21日	土		夏季ナショナルゲーム・愛知県現地説明会	愛知県
4月22日	日		夏季ナショナルゲーム・愛知県現地説明会	愛知県
4月24日	火	1900~2100	ボウリングP	石井ポップジョイ
4月27日	金	1900~2100	ボウリングP	スエヒロボウル
4月28日	土	1500~1700	バドミントンP	障がい者交流プラザ体育館
4月29日	日	0900~1100	テニスP	徳島市スポーツセンター
4月29日	日	0900~1100	自転車P	小松島競輪場
月日	曜日	時間	タイトル	場所
5月2日	水	1900~2100	水泳P	障がい者交流プラザプール
5月6日	日	1500~1700	テニスP	障がい者交流プラザ体育館
5月7日	月	1800~2100	バスケットP	徳島市立体育館
5月8日	火	1900~2100	ボウリングP	石井ポップジョイ
5月9日	水	1900~2100	水泳P	障がい者交流プラザプール
5月11日	金	1900~2100	ボウリングP	スエヒロボウル
5月12日	土	1000~1200	平成30年度ノーマビック・スポーツ大会 ボウリング競技	スエヒロボウル
5月12日	土	1000~1200	SON・岡山&SON・徳島テニス合同練習	岡山県岡山市
5月12日	土	1500~1700	バドミントンP	障がい者交流プラザ体育館
5月13日	日	0900~1100	陸上P	鳴門総合運動公園第二陸上競技場
5月14日	月	1800~2100	バスケットP	徳島市立体育館
5月15日	火	1900~2100	ボウリングP	石井ポップジョイ
5月16日	水	1900~2100	水泳P	障がい者交流プラザプール
5月18日	金	1900~2100	ボウリングP	スエヒロボウル
5月19日	土	1000~	平成30年度ノーマビック・スポーツ大会 陸上競技	鳴門・大塚スポーツパーク
5月20日	日	0900~1700	ユニファイドバスケットボールフェスタ2018 (主催:スペシャルオリンピックス日本・東京)	国立オリンピック記念青少年総合センター
5月20日	日	1500~1700	バドミントンP	障がい者交流プラザ体育館
5月22日	火	1900~2100	ボウリングP	石井ポップジョイ
5月23日	水	1900~2100	夏季ナショナルゲーム・愛知県選手団説明会	障がい者交流プラザ3F 事務局
5月25日	金	1900~2100	ボウリングP	スエヒロボウル
5月26日	土	1500~1700	フロアホッケーP	障がい者交流プラザ体育館
5月27日	日	0900~1100	自転車P	小松島競輪場
5月27日	日	1000~	平成30年度ノーマビック・スポーツ大会 水泳競技	障がい者交流プラザ プール
5月28日	月	1800~2100	バスケットP	徳島市立体育館
5月29日	火	1900~2000	ボウリングP	石井ポップジョイ
月日	曜日	時間	タイトル	場所
6月1日	金	1900~2100	ボウリングP	スエヒロボウル
6月2日	土		県職員労働組合まつり	アスティとくしま
6月3日	日	0900~1100	陸上P	小松島市営グラウンド
6月3日	日	1500~1700	テニスP	障がい者交流プラザ 体育館
6月3日	日	1600~1900	「認定NPO法人」認定祝賀会 (スペシャルオリンピックス日本・徳島応援する 実行委員会 主催)	JRホテルクレメント徳島
6月4日	月	1800~2100	バスケットP	徳島市立体育館
6月5日	火	1900~2100	ボウリングP	石井ポップジョイ
6月6日	水	1900~2100	6月運営委員会/SP委員会	障がい者交流プラザ3F 事務局
6月6日	水	1900~2100	水泳P	障がい者交流プラザ プール
6月8日	金	1900~2100	ボウリングP	スエヒロボウル
6月9日	土	1500~1700	テニスP	障がい者交流プラザ 体育館
6月10日	日	0900~1100	自転車P	榊徳島中央木材市場(徳島市津田海岸町4)
6月12日	火	1900~2100	ボウリングP	石井ポップジョイ
6月13日	水	1900~2100	水泳P	障がい者交流プラザ プール
6月15日	金	1900~2100	ボウリングP	スエヒロボウル
6月17日	日		SON・兵庫 第12回兵庫テニス競技会	兵庫県三木市
6月17日	日	0900~1100	自転車P	小松島競輪場
6月17日	日	1500~1700	バドミントンP	障がい者交流プラザ 体育館
6月18日	月	1900~2100	バスケットP	徳島市立体育館
6月19日	火	1900~2100	ボウリングP	石井ポップジョイ
6月20日	水	1900~2100	水泳P	障がい者交流プラザ プール
6月24日	日	0900~1100	陸上P	小松島市営グラウンド
6月24日	日	0900~1100	自転車P	榊徳島中央木材市場(徳島市津田海岸町4)
6月25日	月	1800~2100	バスケットP	徳島市立体育館
6月26日	火	1900~2100	ボウリングP	石井ポップジョイ
6月30日	土	1400~1600	バドミントンP	徳島市立 スポーツセンター(徳島市川内町沖島571-2)
6月30日	土	1500~1700	ポッチャP	障がい者交流プラザ 体育館
月日	曜日	時間	タイトル	場所
7月3日	火	1900~2100	ボウリングP	石井ポップジョイ
7月4日	水	1900~2100	水泳P	障がい者交流プラザプール

7月4日	水	1900~2100	7月運営委員会/SP委員会	障がい者交流プラザ3F 事務局
7月7日	土	1400~1600	バドミントンP	徳島市立スポーツセンター(徳島市川内町沖島571-2)
7月8日	日	0900~1100	陸上P	小松島市営グラウンド
7月9日	月	1800~2100	バスケットP	徳島市立体育館
7月10日	火	1900~2100	ボウリングP	石井ポップジョイ
7月11日	水	1900~2100	水泳P	障がい者交流プラザプール
7月13日	金	1900~2100	ボウリングP	スエヒロボウル
7月14日	土	1500~1700	テニスP	障がい者交流プラザ体育館
7月17日	火	1900~2100	ボウリングP	石井ポップジョイ
7月18日	水	1900~2100	水泳P	障がい者交流プラザプール
7月20日	金	1900~2100	ボウリングP	スエヒロボウル
7月21日	土	1400~1600	バドミントンP	徳島市立スポーツセンター(川内町)
7月22日	日	0900~1100	陸上P	小松島市営グラウンド
7月23日	月	1800~2100	バスケットP	徳島市立体育館
7月24日	火	1900~2100	ボウリングP	石井ポップジョイ
7月27日	金	1900~2100	ボウリングP	スエヒロボウル
7月28日	土	1500~1700	フロアホッケーP	障がい者交流プラザ体育館
7月29日	日	0900~1100	自転車P	津田海岸町木材団地
7月30日	月	1800~2100	バスケットP	徳島市立体育館
7月31日	火	1900~2100	ボウリングP	石井ポップジョイ
月日	曜日	時間	タイトル	場所
8月1日	水	1900~2100	水泳P	障がい者交流プラザプール
8月3日	金	1900~2100	ボウリングP	スエヒロボウル
8月4日	土	0930~1200	平成30年度ノーマディックボウリング大会(主催:徳島県障がい者スポーツ協会)	スエヒロボウル
8月5日	日		交流プラザフェスタ	障がい者交流プラザ
8月7日	火	1900~2100	ボウリングP	石井ポップジョイ
8月11日	土	1500~1700	テニスP	障がい者交流プラザ体育館
8月11日	土	1900~2100	阿波踊り前夜祭	アスティ&くしま
8月12日	日	1300~2100	SON・徳島阿波踊り	障がい者交流プラザ体育館 および 市内演舞場
8月17日	金	1900~2100	ボウリングP	スエヒロボウル
8月18日	土	1300~1600	バドミントンP	徳島市立スポーツセンター(川内町)
8月19日	日	1500~1700	テニスP	障がい者交流プラザ体育館
8月21日	火	1900~2100	ボウリングP	石井ポップジョイ
8月22日	水	1900~2100	水泳P	障がい者交流プラザプール
8月24日	金	1900~2100	ボウリングP	スエヒロボウル
8月25日	土	1500~1700	バドミントンP	障がい者交流プラザ体育館
8月26日	日	0900~1100	陸上P	小松島市営グラウンド
8月26日	日	0900~1100	自転車P	津田海岸町木材団地
8月28日	火	1900~2100	ボウリングP	石井ポップジョイ
8月29日	水	1900~2100	水泳P	障がい者交流プラザプール
月日	曜日	時間	タイトル	場所
9月2日	日	0900~1100	自転車P	津田海岸町木材団地
9月2日	日	1500~1700	テニスP	障がい者交流プラザ体育館
9月3日	月	1800~2100	バスケットP	徳島市立体育館
9月4日	火	1900~2100	ボウリングP	石井ポップジョイ
9月5日	水	1900~2100	競泳P	障がい者交流プラザプール
9月5日	水	1900~2100	9月運営委員会/SP委員会	障がい者交流プラザ3F 事務局
9月7日	金	1900~2100	ボウリングP	スエヒロボウル
9月8日	土	1500~1700	バドミントンP	障がい者交流プラザ体育館
9月9日	日	0900~1100	陸上P	小松島市営グラウンド
9月10日	月	1800~2100	バスケットP	徳島市立体育館
9月11日	火	1900~2100	ボウリングP	石井ポップジョイ
9月12日	水	1900~2100	競泳P	障がい者交流プラザプール
9月14日	金	1900~2100	ボウリングP	スエヒロボウル
9月17日	月	1000~1700	トクシマススポーツフェスティバルにPRブース出店	アスティ&くしま
9月18日	火	1900~2100	ボウリングP	石井ポップジョイ
9月19日	水	1900~2100	競泳P	障がい者交流プラザプール
9月22日	土	1500~1700	2018年 第7回スペシャルオリンピック日本夏季ナショナルゲーム・愛知	愛知県
9月22日	土	1500~1700	テニスP	障がい者交流プラザ体育館
9月23日	日		2018年 第7回スペシャルオリンピック日本夏季ナショナルゲーム・愛知	愛知県
9月24日	月		2018年 第7回スペシャルオリンピック日本夏季ナショナルゲーム・愛知	愛知県
9月25日	火	1900~2100	ボウリングP	石井ポップジョイ
9月28日	金	1900~2100	ボウリングP	スエヒロボウル
9月29日	土	1300~1600	2018年中国・四国下半期ブロック会議	全労済岡山県本部 会議室:岡山市北区駅元町6-26
9月29日	土	1500~1700	バドミントンP	障がい者交流プラザ体育館
月日	曜日	時間	タイトル	場所
10月2日	火	1900~2100	ボウリングP	石井ポップジョイ
10月3日	水	1900~2100	競泳P	障がい者交流プラザプール
10月3日	水	1900~2100	10月運営委員会/SP委員会	障がい者交流プラザ3F 事務局
10月6日	土	1500~1700	バドミントンP	障がい者交流プラザ体育館
10月7日	日	0900~1100	陸上P	小松島市営グラウンド
10月7日	日	1500~1700	テニスP	障がい者交流プラザ体育館
10月10日	水		第2回スペシャルオリンピック日本・徳島 支援チャリティ	徳島カントリー倶楽部月の宮コース

				一ゴルフコンペ(主催:スペシャルオリンピック日本・徳島を応援する実行委員会)	
10月10日	水	1900~2100	競泳P		障がい者交流プラザプール
10月12日	金	1900~2100	ボウリングP		スエヒロボウル
10月13日	土	1500~1700	バドミントンP		障がい者交流プラザ体育館
10月14日	日	0900~1100	陸上P		小松島市営グラウンド
10月16日	火	1900~2100	ボウリングP		石井ポップジョイ
10月17日	水	1900~2100	競泳P		障がい者交流プラザプール
10月19日	金	1900~2100	ボウリングP		スエヒロボウル
10月22日	月	1800~2100	バスケットP		徳島市立体育館
10月23日	火	1900~2100	ボウリングP		石井ポップジョイ
10月26日	金	1900~2100	ボウリングP		スエヒロボウル
10月27日	土	1000~1200	テニスP		北島中央公園スポーツ広場内テニスコート(板野郡北島町中村字中内45-1)
10月27日	土	1000~1700	コーチクリニック(GO、A理解、バスケットボール座学・実技)		障がい者交流プラザ3F 事務局、体育館
10月28日	日	0900~1200	第40回 阿波吉野川マラソン大会に陸上P参加者エントリー		吉野川河川敷
10月29日	月	1800~2100	バスケットP		徳島市立体育館
10月30日	火	1900~2100	ボウリングP		石井ポップジョイ
月日	曜日	時間	タイトル	場所	
11月2日	金	1900~2100	ボウリングP		スエヒロボウル
11月4日	日	0900~1700	第17回スペシャルオリンピック日本・兵庫陸上競技会		兵庫県立明石陸上競技場
11月5日	月	1800~2100	バスケットP		徳島市立体育館
11月6日	火	1900~2100	ボウリングP		石井ポップジョイ
11月7日	水	1900~2100	競泳P		障がい者交流プラザプール
11月7日	水	1900~2100	11月運営委員会/SP委員会		障がい者交流プラザ3F 事務局
11月9日	金	1900~2100	ボウリングP		スエヒロボウル
11月10日	土	1200~1400	バドミントンP		徳島市B&G海洋センター体育館(徳島市論田町中開47番地2)
11月10日	土	1500~1700	テニスP		障がい者交流プラザ体育館
11月13日	火	1900~2100	ボウリングP		石井ポップジョイ
11月14日	水	1900~2100	競泳P		障がい者交流プラザプール
11月18日	日		神山すだちマラソンに陸上アスリート参加		神山町
11月18日	日	1000~1200	テニスP		北島町民体育センター テニスコート
11月19日	月	1800~2100	バスケットP		徳島市立体育館
11月20日	火	1900~2100	ボウリングP		石井ポップジョイ
11月21日	水	1900~2100	競泳P		障がい者交流プラザプール
11月23日	金	0900~1200	バドミントンP		徳島市立スポーツセンター(徳島市川内町沖島571番地2)
11月24日	土	1300~1700	陸上コーチクリニック		障がい者交流プラザ3F 団体事務室および体育館
11月26日	月	1800~2100	バスケットP		徳島市立体育館
11月27日	火	1900~2100	ボウリングP		石井ポップジョイ
11月30日	金	1900~2100	ボウリングP		スエヒロボウル
月日	曜日	時間	タイトル	場所	
12月2日	日	0900~1100	自転車P		津田海岸町、木材団地 榊徳島中央木材市場
12月2日	日	1300~1600	バドミントンP		徳島市B&G海洋センター体育館(論田町)
12月3日	月	1800~2100	バドミントンP		徳島市立体育館
12月4日	火	1900~2100	ボウリングP		石井ポップジョイ
12月5日	水	1900~2100	12月運営委員会/SP委員会		障がい者交流プラザ3F 事務局
12月5日	水	1900~2100	競泳P		障がい者交流プラザプール
12月9日	日		SON・愛媛松山湯築ライオンズクラブボウリング競技会		愛媛県 松山中央ボウル
12月9日	日	0900~1100	陸上P		小松島市営グラウンド
12月10日	月	1800~2100	バドミントンP		徳島市立体育館
12月11日	火	1900~2100	ボウリングP		石井ポップジョイ
12月12日	水	1900~2100	競泳P		障がい者交流プラザプール
12月14日	金	1900~2100	ボウリングP		スエヒロボウル
12月15日	土	1300~1600	バドミントンP		徳島市B&G海洋センター体育館(論田町)
12月16日	日	1000~1400	2018年 SON・徳島 クリスマス会		徳島市立青少年交流プラザ(論田町)
12月16日	日	1500~1700	フロアホッケーP		障がい者交流プラザ体育館
12月17日	月	1800~2100	バドミントンP		徳島市立体育館
12月18日	火	1900~2100	ボウリングP		石井ポップジョイ
12月19日	水	1900~2100	競泳P		障がい者交流プラザプール
12月21日	金	1900~2100	ボウリングP		スエヒロボウル
12月22日	土	1500~1700	テニスP		障がい者交流プラザ体育館
12月23日	日		大麻町ジグザグマラソン		大麻町

※スポーツプログラム数: 227回



## 1 事業の成果

知的発達障害のある人たちが、様々なオリンピック競技種目に準じたスポーツトレーニングや競技会に年間を通じて参加することにより、健康を増進し、勇気を奮い、喜びを感じ、家族や、他のアスリート、そして地域の人々と才能、技能、友情を分かち合う機会を継続的に提供した。

## 2 事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
地域社会における知的発達障害者のスポーツ振興のためのトレーニングプログラム、競技会、研修会の実施、並びに担当地域全体への事業の拡大	「S0 国際本部」のスキルに基づき、日常定常的にトレーニングプログラムを実施した。プログラムで着用するユニフォームを作成した。	1回2時間のプログラムを年間227回実施した。	障がい者交流プラザ・徳島市立体育館等県下公共施設ほか	延べ600人	アスリート、ファミリー、コーチ、ボランティア 延べ2,800人	1599
	トレーニングプログラムの成果の発表会としてSON・徳島地区ボウリング競技会を開催した。	3月24日	スエヒロボウル	13人	アスリート、ファミリー、ボランティア25人	14
	トレーニングプログラム活動中およびその往復中に備えるスポーツ保険に加入した。	3月		2人	アスリート、ファミリー、コーチ、ボランティア 延べ2,498人	147
	事業にかかる通信運搬費事務消耗品費・印刷費など	通年	障がい者交流プラザ	1人		40
S0 国際本部及びS0 日本等が開催する競技会、トレーニングプログラム、研修会やその他の会合への参加	S0 国際本部、S0 日本及びS0 他地区が開催する競技会、トレーニングプログラム、研修会、会合へ参加した。	5月、6月、11月、12月	東京都、兵庫県、愛媛県	延べ80人	アスリート、ファミリー、コーチ、ボランティア	710
	2018年 第7回スペシャルオリम्ピックス日本夏季ナショナルゲーム・愛知へ参加した。	9月22日～24日	愛知県	6人	アスリート、ファミリー、コーチ、ボランティア23人	743
	S0 のスポーツプログラムを安全かつ、楽しく実施できるように、ボランティアコーチを対象に、ゼネラルオリエンテーション、アスリート理解、各競技座学・実技(ボウリング、バスケットボール、陸上)のコーチクリニックを行った。	4月8日 10月27日 11月24日	スエヒロボウル、障がい者交流プラザ	6人	アスリート、ファミリー、コーチ、ボランティア85人	29
	事業にかかる通信運搬費事務消耗品費・印刷費など	通年	障がい者交流プラザ	1人		50

この法人の活動に興味を示す団体あるいは個人に必要な資料、情報及び技術援助の提供	資料及び情報の提供を行った。	通年	障がい者交流プラザほか	3人	県民約100人	0
	事業にかかる通信運搬費事務消耗品費・印刷費など	通年	障がい者交流プラザ	1人		3
この法人の活動に携わるボランティアへの各種の研修プログラムの提供	ボランティア研修会の開催は実施なし					0
知的発達障害者に関する一般社会の理解をより深めるための広報・啓発事業	一般社会で広くS0を知ってもらうため、トクシマスポーツフェスティバルや、チャリティゴルフコンペにおいてPRを行った。	9月17日 10月10日	アスティとくしまほか	10人	県民約1000人	0
その他、知的発達障害者の地域社会における自立と社会参加を促進するための事業	新年の集いを実施し会員の交流を図った。	2月4日	ホテルサンシャイン徳島アネックス	3人	アスリート、ファミリー、コーチ、ボランティア41人	131
	県外のS0会員と共に徳島市の阿波踊りに参加、演舞場へ踊りこみ、会員の社会参加を図った	8月12日	徳島市	5人	アスリート、ファミリー、コーチ、ボランティア120人	307
	クリスマス会を実施し、会員の交流を図った。	12月16日	徳島市立青少年交流プラザ	3人	アスリート、ファミリー、コーチ、ボランティア36人	1
	事業にかかる通信運搬費事務消耗品費・印刷費など	通年	障がい者交流プラザ	1人		120
定款の事業活動を行うための事務局運営	家賃・水道光熱費・通信運搬費・事務消耗品費・備品消耗品費・印刷費・会議費・謝金・アルバイト給料・接待交際費・広報啓発費・修繕費ほか	通年	障がい者交流プラザ 団体事務室	5人	会員456人	1,408

(2) 収益事業 実施なし

SON・徳島会員数 2018年12月31日現在

アスリート	114名
ファミリー	139名
コーチ	30名
ボランティア	170名
その他	3名
計	456名
社員数	75名
賛助会員数	61名
登録会員数	320名
合計	456名

# 特定非営利活動に係る事業会計収支計算書

スペシャルオリンピックス日本・徳島

[税込] (単位: 円)

自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日

## 《経常収支の部》

[経常収支の部]

【経常収入】

入会金収入	5,000	
社員会員会費収入	340,000	
賛助会員会費収入	102,000	
法人賛助会費収入	540,000	
寄付金収入	1,726,039	
事業収入	2,548,579	
スポーツトレーニング	(983,728)	
SON他地区競技会	(963,251)	
地域社会参加	(420,200)	
保険料収入	(181,400)	
受取利息収入	389	
経常収入 計		5,262,007

【事業費】

その他経費	3,534,093	
スポーツトレーニング	(1,548,014)	
SON他地区	(1,453,026)	
地域社会参加	(439,493)	
研修費	(29,000)	
施設使用料	(64,560)	
通信費	141,726	
事務消耗品費	21,335	
印刷経費	49,729	
保険料	147,490	
当期事業費 計	3,894,373	
合 計	3,894,373	
事業費 計		3,894,373

【管理費】

謝 金	60,000	
アルバイト給料	805,200	
法定福利費	2,563	
通 信 費	29,675	
水道光熱費	16,098	
広報啓発費	30,240	
接待交際費	2,754	
会 議 費	82,775	
事務用消耗品費	11,025	
備品消耗品費	1,650	
印刷 経費	5,527	
修 繕 費	75,600	
地代 家賃	67,641	
諸 会 費	3,000	
支払手数料	7,566	
減価償却費	125,021	
雑 費	81,540	
管理費 計	1,407,875	
経常収支差額		△ 40,241

[その他資金収支の部]

【その他資金収入】

その他資金収入 計	0
-----------	---

【その他資金支出】

その他資金支出 計	0
-----------	---

当期収支差額	△ 40,241
--------	----------

前期繰越収支差額	2,991,587
----------	-----------

次期繰越収支差額	2,951,346
----------	-----------

《正味財産増減の部》

【正味財産増加の部】		
正味財産増加の部	計	0
【正味財産減少の部】		
当期収支差額		<u>40,241</u>
正味財産減少の部	計	<u>40,241</u>
当期正味財産増加額		<u>△ 40,241</u>
前期繰越正味財産額		<u>9,627,334</u>
当期正味財産合計		<u><u>9,587,093</u></u>

## 特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表

スペシャルオリンピックス日本・徳島

[税込] (単位: 円)  
2018年12月31日 現在

資 産 の 部		負 債 ・ 正 味 財 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>		<b>【流動負債】</b>	
(現金・預金)		未払金	3,780
現金	117,437	前受金	7,880
郵便貯金	3,451,751	流動負債計	11,660
徳銀普通	513,562	<b>負債の部合計</b>	<b>11,660</b>
阿銀普通	917,826	<b>正 味 財 産 の 部</b>	
定期預金	4,052,878	<b>【正味財産】</b>	
現金・預金計	9,053,454	正味財産	9,587,093
流動資産合計	9,053,454	(うち当期正味財産増加額)	△ 40,241
<b>【固定資産】</b>		正味財産計	9,587,093
(有形固定資産)		<b>正味財産の部合計</b>	<b>9,587,093</b>
建物	427,500		
工具器具備品	117,799		
有形固定資産計	545,299		
固定資産合計	545,299		
<b>資産の部合計</b>	<b>9,598,753</b>	<b>負債・正味財産の部合計</b>	<b>9,598,753</b>

## 特定非営利活動に係る事業会計財産目録

スペシャルオリンピックス日本・徳島

[税込] (単位: 円)  
2018年12月31日 現在

《資産の部》	
<b>【流動資産】</b>	
(現金・預金)	
現金	117,437
郵便貯金	3,451,751
徳銀普通	513,562
阿銀普通	917,826
定期預金	4,052,878
現金・預金計	9,053,454
流動資産合計	9,053,454
<b>【固定資産】</b>	
(有形固定資産)	
建物	427,500
工具器具備品	117,799
有形固定資産計	545,299
固定資産合計	545,299
資産の部 合計	<b>9,598,753</b>
《負債の部》	
<b>【流動負債】</b>	
未払金	3,780
前受金	7,880
流動負債計	11,660
負債の部 合計	11,660
正味財産	9,587,093

## 監査報告書

2019年1月9日

認定特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・徳島  
理事長 田所 健作 殿

監事

森岡 康司 

高岡 彰 

私は、2018年1月1日から2018年12月31日までの会計年度における会計及び業務の監査を行い、次の通り報告する。

### 1 監査の方法の概要

- (1) 会計監査について、帳簿並びに関係書類を閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて計算書類の正確性を検討した。
- (2) 業務監査について、理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて業務執行の妥当性を検討した。

### 2 監査意見

- (1) 活動報告書は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の活動状況を正しく示していると認める。
- (2) 事業報告書の内容は真実であると認める。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは寄付行為に違反する重大な事実はないと認める。

## 1 事業の成果

知的発達障害のある人たちが、様々なオリンピック競技種目に準じたスポーツトレーニングや競技会に年間を通じて参加することにより、健康を増進し、勇気を奮い、喜びを感じ、家族や、他のアスリート、そして地域の人々と才能、技能、友情を分かち合う機会を継続的に提供する。

## 2 事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
地域社会における知的発達障害者のスポーツ振興のためのトレーニングプログラム、競技会、研修会の実施、並びに担当地域全体への事業の拡大	「S0 国際本部」のスキルに基づき、日常定常的にトレーニングプログラムを実施する。	1回2時間のプログラムを年間220回実施。	障がい者交流プラザ・徳島市立体育館等県下公共施設ほか	延べ600人	アスリート、ファミリー、コーチ、ボランティア 延べ2,500人	1000
	トレーニングプログラムの成果の発表会としてSON・徳島ユニファイドスポーツ・ボウリング交流会を実施する。	随時	スエヒロボウル	10人	アスリート、ファミリー、コーチ、ボランティア	100
	トレーニングプログラム活動中およびその往復中に備えるスポーツ保険に加入する。	3月	障がい者交流プラザ	2人	アスリート、ファミリー、コーチ、ボランティア 延べ2,498人	150
	事業にかかる通信運搬費・事務消耗品費・印刷費など	通年	障がい者交流プラザ	1人		140
S0 国際本部及びS0 日本等が開催する競技会、トレーニングプログラム、研修会、研修会やその他の会合への参加	S0 国際本部、S0 日本及びS0 他地区が開催する競技会、トレーニングプログラム、研修会、会合へ参加する。	5月10月ほか	県外	延べ100人	アスリート、ファミリー、コーチ、ボランティア	2600
	S0 のスポーツプログラムを安全かつ、楽しく実施できるように、ボランティアコーチを対象に、コーチクリニックを実施する。	1月27日ほか	ホテルサンシャイン徳島アネックスほか	5人	アスリート、ファミリー、コーチ、ボランティア	100
	事業にかかる通信運搬費・事務消耗品費・印刷費など	通年	障がい者交流プラザ	1人		100

この法人の活動に興味を示す団体あるいは個人に必要な資料、情報及び技術援助の提供	資料及び情報の提供を行う。	随時	障がい者交流プラザほか	3人	県民約100人	0
	事業にかかる通信運搬費・事務消耗品費・印刷費など	随時	障がい者交流プラザほか	1人		10
法人の活動に携わるボランティアへの各種の研修プログラムの提供	ボランティア研修会の開催は実施予定なし	随時				0
知的発達障害者に関する一般社会の理解をより深めるための広報・啓発事業	広報パンフレットを作成し情報提供を行う。	随時	障がい者交流プラザほか	3人	県民約100人	0
	事業にかかる通信運搬費・事務消耗品費・印刷費など	通年	障がい者交流プラザ	1人		10
その他知的発達障害者の地域社会における自立と社会参加を促進するための事業	新年の集いを実施し会員の交流を図る。	1月27日	ホテルサンシャイン徳島アネックス	3人	アスリート、ファミリー、コーチ、ボランティア60人	250
	県外のS0会員と共に徳島市の阿波踊りに参加、演舞場へ踊りこみ、会員の社会参加を図る。	8月12日	徳島市	5人	アスリート、ファミリー、コーチ、ボランティア120人	400
	クリスマス会を実施し、会員の交流を図る。	12月1日	障がい者交流プラザ	3人	アスリート、ファミリー、コーチ、ボランティア40人	5
	事業にかかる通信運搬費・事務消耗品費・印刷費など	随時	障がい者交流プラザ	1人		40
定款の事業活動を行うための事務局運営	家賃・水道光熱費・通信運搬費・事務消耗品費・印刷費・会議費・給与ほか	通年	障がい者交流プラザ	5人	会員456人	1,405

(2) 収益事業 計画なし

特定非営利活動に係る事業会計活動予算書

スペシャルオリンピックス日本・徳島

(単位:円)

自 2019年1月1日 至 2019年12月31日

《経常収入の部》

[経常収入の部]

【経常収入】

入会金収入	10,000
正会員会費収入	350,000
賛助会員会費収入	100,000
法人賛助会費収入	600,000
寄付金収入	1,200,000
助成金収入(共同募金会)	300,000
事業収入	
スポーツトレーニング(参加者からの収入)	1,000,000
SOI, SON, 他地区競技会(参加者からの収入)	2,000,000
地域社会参加	600,000
(総会、新年の集い)	(200,000)
(阿波踊り、例年どおり)	(400,000)
保険料収入(スポーツ保険料)	150,000

経常収入計

6,310,000

《経常支出の部》

[経常支出の部]

【事業費】

スポーツトレーニング	1,000,000
会議費(SON, 他地区)	100,000
SOI, SON, 他地区競技会	2,500,000
地域社会参加	655,000
(総会、新年の集い)	(250,000)
(阿波踊り、例年どおり)	(400,000)
(クリスマス会)	(5,000)
研修費(コーチクリニックなど)	100,000
施設使用料	100,000
通信費	150,000
事務消耗品費	50,000
印刷経費	100,000
保険料(スポーツ保険料他)	150,000

事業費計

4,905,000

**【管理費】**

謝 金	60,000
アルバイト給料	800,000
法定福利費	3,000
通信費	30,000
水道光熱費	25,000
会議費	150,000
事務消耗品費	30,000
印刷経費	20,000
地代家賃	70,000
租税公課	9,000
諸会費	3,000
慶弔費	20,000
支払手数料	10,000
減価償却費	125,000
雑 費	50,000

**管理費計  
経常支出計**1,405,0006,310,000

経常収支差額

0

当期正味財産増加額

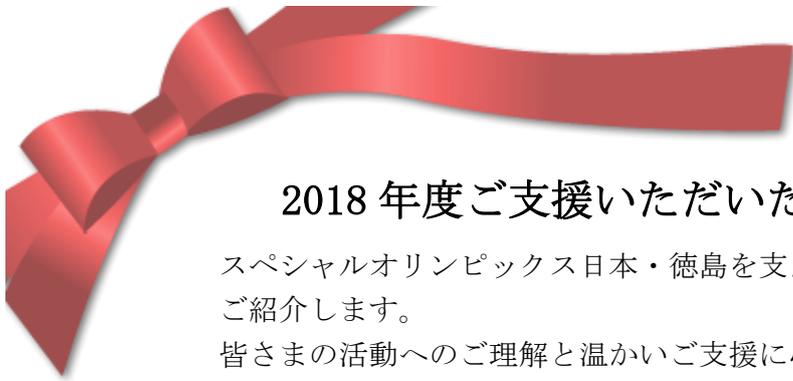
0

前繰越正味財産額

9,587,093

当期正味財産合計

9,587,093



## 2018 年度ご支援いただいた企業・団体の皆様

スペシャルオリンピックス日本・徳島を支えていただいている企業・団体の皆様をご紹介します。

皆さまの活動へのご理解と温かいご支援に心から感謝申し上げます。

本当にありがとうございました。

(五十音順)

- \* (株)アスペック 様
- \* 阿波総合開発(株) 様
- \* 阿波製紙(株) 様
- \* 石原金属(株) 様
- \* 癒しの空間 Shalom 様
- \* (有)円満 様
- \* (株)加藤自動車相談所 様
- \* (医)川島会 様
- \* (株)北島コーポレーション 様
- \* (株)北野商事 様
- \* (一社)キラニコ 様
- \* (税)Global Activation 様
- \* (医)敬老会 様
- \* (株)坂本工務店 様
- \* 四国コカ・コーラボトリング(株) 様
- \* スペシャルオリンピックス日本・徳島支援チャリティーゴルフコンペ実行委員会 様
- \* (株)壮光堂 様
- \* 祖川幼児教育センター 様
- \* 宝タクシー(株) 様
- \* 徳島県倫理法人会 様
- \* 徳島吉野川ライオンズクラブ 様
- \* (株)徳島銀行 様
- \* 徳島トヨタ自動車(株) 様
- \* (株)ノズミ 様
- \* 原田医院 様
- \* (株)光建設 様
- \* ヒューマンボランティア協会 様
- \* (株)ファルコン 様
- \* 富士ゼロックス四国(株)あいさとくらぶ 様
- \* ホテルサンシャイン徳島 様
- \* (株)みずほ銀行徳島支店 様
- \* 明治大学校友会徳島県支部 様

# 2018年活動記録



2月4日(日) 2018年度総会・コーチクリニック・新年の集い開催



3月1日(木) 明治大学マンドリン倶楽部徳島チャリティ演奏会にご招待いただきました。



3月24日(土) 共同募金テーマ型募金(平成30年度助成事業) 2018年スペシャルオリンピックス日本・徳島 ボウリング競技会を開催



3月25日(日) とくしまマラソン 2018 開催 第一給水所ボランティア参加



3月29日(木) 県内で6団体目の「認定NPO法人」に認定されました。

**SO日本・徳島 認定NPOに**

徳島県は29日、有利な税制優遇措置を受けられる「認定NPO法人」に、スペシャルオリンピックス(SO)日本・徳島(徳島市)を認定した。県内の認定NPO法人は6団体になった。

SO日本・徳島は1997年に発足し、02年にNPO法人化。同年の県立障がい者交流プラザを拠点に、知的障害者や発達障害者にスポーツを通じた交流の場を提供する活動を行っている。

認定期間は5年。

**SO日本・徳島は1997年に発足し、02年にNPO法人化。同年の県立障がい者交流プラザを拠点に、知的障害者や発達障害者にスポーツを通じた交流の場を提供する活動を行っている。**

飯塚知事(左端)から認定NPO法人の認定書を受け取る田所理事長(中央)＝県庁

県庁で交付式があり、飯塚知事が田所理事長に認定書を手渡した。田所理事長は「支えてくれた方のおかげで認定を受けられ、喜ばしい。県民部を中心としている活動拠点を県西部や南部にも広げていきたい」と話した。

認定NPO法人に寄付した個人や企業は、一定額を所得税の課税対象から控除できる特例措置が受けられる。法人としては認定を受けることで、外部からより資金を集めやすくなるメリットがある。

(石津 遼)



6月3日(日) スペシャルオリンピックス日本・徳島を応援する実行委員会皆様の主催で「認定NPO法人」認定祝賀会を開催していただきました。



6月17日(日) SON・兵庫第12回テニス競技会に参加

2018年活動記録



8月4日(土)平成30年度ノーマニック・ボウリング大会に参加



8/5(日)交流プラザフェスタに参加

# 障害乗り越え満喫



元氣よく踊り込むスペシャルオリンピックス日本・徳島連一市役所前演舞場 (山田旬撮影)

阿波踊りにハンディキャップは関係ない。12日、徳島市内の各演舞場にさまざまな障害を乗り越えた踊り手たちが姿を見せ、観客の温かい声援に迎えられた。

SO日本・徳島連 知の障害者やその支援者でつくるスペシャルオリンピックス日本・徳島連 (1面参照)



阿波踊りにハンディキャップは関係ない。12日、徳島市内の各演舞場にさまざまな障害を乗り越えた踊り手たちが姿を見せ、観客の温かい声援に迎えられた。

が、市役所前演舞場で、初めて参加した。徳島、千葉、熊本など8府県から16人、田中さん(26)は「気持ちよく踊ることができ、大好き」の大きな掛け声に合わせ、力強い踊りを披露した。来年も参加したいと笑顔で話した。(木村直哉)

8月12日(日)2018年SON・徳島阿波踊りを開催



9月14日(金)2018夏季ナショナルゲーム参加選手団が知事を表敬訪問

## 県SO選手団 健闘誓う 知事を表敬訪問



飯泉知事(手前右)から激励を受ける選手ら＝県庁

22日から3日間、愛場する西川徹也さん知事で開催される知的(32)徳島市大原町余障害者のスポーツ大会 慶賀は「いいスコアを」「スペシャルオリンピックス(SO)日本夏」ので、応援よろしくお祈りします」と健闘を誓った。飯泉知事は「日頃培った力と技を」「一チカラが14日、県」思っ存分發揮してはし」に飯泉知事を表敬訪問した。

ボウリング競技に出

フタビで来年開かれるスペシャルオリンピックス夏季世界大会の選手層も兼ねており、全国から約千人の選手が参加する。徳島県からは競泳とボウリングの競技にも人が出場する。(古村藍華)



9月17日(月・祝)アスティとくしまで開催されたトクシマススポーツフェスティバルでPRブース出店



9月23日(日)ノーマニック・ポッチャ大会に参加

9/22(土)~24(月・祝)の3日間、愛知県開催された「2018年夏季ナショナルゲーム・愛知」に SON・徳島からはアスリート8名、コーチ・スタッフ5名の計13名が参加しました。



25日 火曜日 社会 (22)

20180925 徳島新聞

### 平松さん(徳島)「銀」競泳 男子50平

#### 愛知 SO 開幕 県勢4人が「銅」

愛知県で22日から開  
催されていた知的障害  
のあるアスリートのス  
ポーツイベント「スベ  
シャルオリンピックス  
(SO)」の国内大会  
が24日、閉幕した。  
徳島県勢は競泳とボ  
ウリングの2競技に選  
手8人が出場し、競泳  
大会には選手約千人  
が参加。来年、アラバ  
マ州で開催される  
世界大会の代表選考を  
兼ね、競泳やボウリン  
グの出来が良かった。  
など13競技が行われ  
た。(まとめ・谷利彦  
徳島県勢の3位入賞

者は次の皆さん。  
競泳男子25メートル平泳ぎ (36) 板野町中久保  
山本圭介(41) 徳島市 阿部翔太(28) 徳島市  
不動西町1丁目25番 南沖洲1、前田憲二  
タフライ 吉川和憲 (27) 同市東出来島町  
2  
競泳男子50メートル平泳ぎで準優勝した平松さん(右)  
愛知県日進市(スペシャルオリンピックス  
日本・徳島県勢)

20181013 徳島新聞

### 寄付・寄託

#### SO 徳島に 義援金70万円 支援ゴルフ実行委

徳島市入田町の宮の  
徳島カントリー倶楽部月  
の宮コースで、スペシャ  
ルオリンピックス(SO)  
日本・徳島支援チャ  
リティーゴルフコンペ  
(実行委主催)があり、  
参加者143人と協賛企  
業から寄せられた義援金  
70万円が、SO日本・徳  
島に寄付された。

贈呈式で、実行委の都  
朋美世話人(写真左)が  
SO・日本徳島の田所健  
作理事長(同右)に目録  
を渡した。スポーツ用具  
購入や各種競技会への参  
加費などに充てる。  
知的障害者にトレーニ  
ングの場を提供するSO  
日本・徳島が財政難に陥  
っているのを知った実行  
委が昨年からの始め、2回  
目。(阿部研一)



10月10日(水)第2回スペシャルオリンピックス日本・徳島支援チャリティーゴルフコンペ実行委員会の皆様の主催でチャリティーゴルフコンペを開催していただきました。

10月27日(土)バスケットボールのコーチクリニックを開催

🐦 2018年活動記録



10月28日(日)阿波吉野川マラソン2018に参加



11月4日(日)SON・兵庫陸上競技会に参加



11月18日(日)神山すだちマラソンに参加



11月24日(土)陸上のコーチクリニックを開催



12月9日(日)第12回SON・愛媛松山湯築ライオンズクラブボウリング競技会に参加



12月16日(日)毎年恒例のクリスマス会を開催



12月23日(日・祝)第29回ジングルベルマラソン大会に参加

理事役員名簿

認定特定非営利活動法人 スペシャルオリンピックス日本・徳島  
平成30年3月～平成32年2月末日

理事 18名

役名	氏名	住所	報酬
理事 理事長	田所 健作	徳島市かちどき橋4丁目14番地の1	無
理事 副理事長	阿部 晶彦	徳島市南沖洲一丁目4番37号	無
理事 副理事長	前田 雅史	徳島市東出来島町25番地	無
理事 事務局長	伊藤 洋治	徳島市南佐古四番町2番11号	無
理事	圓藤 とよ子	板野郡板野町川端字若王寺81	無
理事	庄野 昌彦	徳島市西須賀町東開60-19	無
理事	埴淵 はるみ	徳島市末広4丁目2-60	無
理事	石原 譲	徳島市北沖洲三丁目7番3号	無
理事	島田 覚司	徳島市川内町鶴島17番地の6	無
理事	齋藤 智彦	徳島市大和町一丁目3番24号	無
理事	祖川 泰治	徳島市幡町2丁目7番地	無
理事	原田 昭仁	徳島市中前川町5丁目1番地の222	無
理事	原田 和代	徳島市南前川町4丁目48	無
理事	澤 朋行	徳島市山城西2丁目64番地	無
理事	杉野 功祐	小松島市横須町11番18号	無
理事	福岡 正洋	徳島市津田町二丁目8番29-5号	無
理事	日浦 教和	板野郡藍住町富吉字豊吉66番地4	無
理事 会長	三谷 郁彦	板野郡北島町江尻旭光9番地の20	無

監事 2名

監事	森岡 康司	鳴門市瀬戸町明神字越浦146番地	無
監事	高岡 彰治	板野郡松茂町中喜来字稲本31-10	無

## 定 款

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・徳島という。

ただし、SO日本・徳島またはSON・徳島と略称することができる。

また、スペシャルオリンピックスはSOと略すことができ、エスオーと呼称する。

#### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を徳島市南矢三町二丁目1-59に置く。

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

第3条 この法人は、知的障害のある人(以下、アスリートという)たちに、年間を通じてオリンピック競技種目に準じたさまざまなスポーツトレーニングと競技の場を提供することにより、アスリートの健康を増進し、自立と社会参加の促進を図るといふスペシャルオリンピックス(以下、「SO」という)の使命に則り、米国ワシントン特別区の非営利法人である「スペシャルオリンピックス」(以下「SO国際本部」という)に認証を受けた国内本部組織スペシャルオリンピックス日本(以下、SO日本)と協定を交わし、認証を受け、SO日本が定める諸規則に基づき運営し、担当地域全域にその事業を拡大するものとする。また、スポーツ活動の他、教育・文化的プログラム及びレクリエーション活動や地域社会における知的障害理解促進を図る活動等を通じ、多様な人々が互いに尊重しあい共に生きていく社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 国際協力の活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

#### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域社会における知的障害者のスポーツ振興のためのトレーニングプログラム、競技会、研修会の実施、並びに担当地域全体への事業の拡大
- (2) SO国際本部及びSO日本等が開催する競技会、トレーニングプログラム、研修会やその他の会合への参加
- (3) この法人の活動に興味を示す団体あるいは個人に必要な資料、情報及び技術援助の提供

(4) この法人の活動に携わるボランティアへの各種の研修プログラムの提供

(5) 知的障害者に関する一般社会の理解をより深めるための広報・啓発事業

(6) その他、知的障害者の地域社会における自立と社会参加を促進するための事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) スペシャルオリンピックス関連物品の販売
  - (2) チャリティ催事の開催
  - (3) チャリティスポーツの実施
  - (4) この法人の保有する無体財産権の提供を行う事業
- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は第1項に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会員及び社員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体で、法人の組織運営に関わる構成会員で、総会における議決権を有するもの。

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、この法人の活動を賛助する個人及び団体で、総会における議決権を有しないもの。

#### (入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費等)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助金を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のひとつに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号のひとつに該当するに至ったときは、総会において正会員総数の2分の1以上の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款、諸規則や総会の決議等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及び賛助金、及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上25名以内

(2) 監事 2名

2 理事の中から、理事長1名、副理事長2名以内を置くこととする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員のなかから選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。尚、理事は本法人の職員を兼ねることができる。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないが任期を継続するときは、連続3期までとする。ただし、総会

において認めた場合は3期を超えて任期を継続することが出来る。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後の最初の総会が終了するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。尚、本項の規程による役員の任期については、前項ただし書の適用において算入しないものとする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のひとつに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に限り報酬を受けることができるが、その数は役員総数の3分の1の範囲以内とする。

2 前項の規定は、役員が職員を兼ねて職員としての給与を受けることを妨げない。

3 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

4 前3項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問・参与)

第20条 この法人に、法上の役員のほか、顧問及び参与を若干名置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、特定事項について、理事長の諮問に応じ意見を述べることができる。

#### 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(4) 事業報告及び活動決算

- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金、会費及び賛助金の額
- (7) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第54条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他運営に関する重要事項

#### (開催)

- 第24条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のひとつに該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

#### (招集)

- 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### (議長)

- 第26条 総会の議長は、理事長(理事長に事故ある時は副理事長)がこれにあたる。両者不在若しくは欠員のときは出席した正会員のなかから選出する。

#### (定足数)

- 第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

#### (議決)

- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

#### (表決権等)

- 第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項第2号及び第55条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

#### (議事録)

- 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

#### (構成)

- 第31条 理事会は、理事をもって構成する。

#### (権能)

- 第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) 事務局の組織及び運営に関する事項
  - (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

#### (開催)

- 第33条 理事会は、次の各号のひとつに該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第15条第5項第5号の規定に基づき、監事から招集の請求があったとき。

#### (招集)

- 第34条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### (議長)

- 第35条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

#### (議決及び定足数)

- 第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事会は在任理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(表決権等)

- 第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
  - 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
  - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

## 第7章 運営組織

(運営委員会と専門委員会)

- 第39条 この法人は、事業の円滑な運営を図るために、理事会の議決を経て、運営委員会及び各専門委員会等の運営組織を置くことができる。

(運営委員会の構成と機能)

- 第40条 運営委員会は、理事又はスペシャルオリンピックスの活動に関して経験と知識ある者の中から理事長が選任する運営委員によって構成される。
- 2 運営委員会は理事長が主催し、理事会が委任したこの法人の日常業務を執行し、また、総会に付議すべき事項を事前に審議し、理事会に提案する。

(専門委員会の構成)

- 第41条 専門委員会は、この法人の事業運営に伴って生じる専門的な問題について調査検討するために理事長が設置し、原則として理事または運営委員の中から理事長が選任する委員長と委員が選任する専門委員によって構成される。

(事務局)

- 第42条 この法人の事務を処理するために事務局を置く。
- 2 事務局には事務局長及び必要な職員を置くことができる。
  - 3 職員の任免は、理事長が行う。
  - 4 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

## 第8章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第43条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
  - (2) 入会金および会費、賛助金
  - (3) 寄付金品
  - (4) 財産から生じる収益
  - (5) 事業に伴う収益
  - (6) そのほかの収益

(資産の区分)

- 第44条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

- 第45条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

- 第46条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

- 第47条 この法人の会計は、次のとおり区分する。
- (1) 特定非営利活動に係る事業に関する会計
  - (2) その他の事業に関する会計

(事業計画及び予算)

- 第48条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第49条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講ずることができる。
- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

- 第50条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 2 予備費を使用するときは、理事会にその専決権があるものとする。

(予算の追加及び修正)

- 第51条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第52条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、3ヶ月以内に総会の議決を経なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第53条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第54条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第55条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第56条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- (7) SO日本からの認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第57条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、教育、慈善、科学研究などを目的に組織運営されている知的障害のための法人、若しくは国の機関の中から、総会で選定されたものに譲渡するものとする。

(合併)

第58条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第59条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するととも

に、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

## 第11章 雑則

(細則)

第60条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。  
会長 渡邊 謙  
副会長 佃 喜一郎  
事務局長 三谷 郁彦  
理事 白石 光生  
理事 田所 健作  
理事 福島 正  
理事 邊見 洋子  
理事 穂田 英夫  
理事 関口 佳彦  
監事 森住 利夫  
監事 埴淵 はるみ
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から翌年の通常総会の日までとする。ただし、この任期については第16条第1項ただし書の適用において算入しないものとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第53条の規定にかかわらず、成立の日からその年の12月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第53条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。  
(1) 入会金正会員 個人 5,000円 団体 10,000円  
(2) 年会費正会員 個人 5,000円 団体 10,000円
- 7 第8条第2項の賛助金の額は総会で定めるものとするが、設立当初は次に掲げる額とする。  
(1) 個人賛助金 年額 1口 3,000円  
(2) 団体賛助金 年額 1口 10,000円

この印刷は富士ゼロックス四国株式会社の協賛をいただいております。

